

## 中小企業の経営支援に関する取り組み

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しており、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、的確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、創業・企業再生基礎研修等に職員を派遣し、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供するため、(株)日本政策金融公庫と業務提携しております。

また、各店舗には創業相談窓口を設置し、創業に関する相談や制度資金等の紹介を行っております。

### 創業・新事業開拓の支援状況

(平成27年4月から令和1年9月まで)

(単位:件)

(件数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度上期
創業支援	13	24	4	17	9
新事業支援	14	8	8	6	5
計	27	32	12	23	14

## 不良債権の状況

当組合の令和1年9月末の不良債権の状況は、自己査定結果に基づいて算出した結果を「金融再生法ベースによる開示債権」として開示しております。

令和1年9月末の不良債権は平成31年3月末より350百万円増加し、6,246百万円となりました。

また、不良債権比率は7.50%で、平成31年3月末(7.12%)から0.38%上昇しました。

### 金融再生法ベースによる開示債権

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成31年3月末	686	234	452	686	100.00%	100.00%
	令和1年9月末	1,117	300	816	1,117	100.00%	100.00%
危険債権	平成31年3月末	4,664	2,825	1,327	4,152	89.03%	72.17%
	令和1年9月末	4,511	2,718	1,290	4,008	88.85%	71.95%
要管理債権	平成31年3月末	544	210	33	243	44.82%	9.93%
	令和1年9月末	617	218	31	250	40.63%	8.00%
不良債権計①	平成31年3月末(イ)	5,895	3,270	1,812	5,083	86.22%	69.06%
	令和1年9月末(ロ)	6,246	3,238	2,138	5,376	86.08%	71.09%
不良債権の期中増減額(ローイ)		350	△31	325	293		
正常債権②	平成31年3月末	76,881					
	令和1年9月末	77,027					
合計(①+②)	平成31年3月末	82,777					
	令和1年9月末	83,274					

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元金の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

(注5)単位未満は切り捨てて表示しております。

## 不良債権の保全状況

(単位:百万円)

当組合の不良債権6,246百万円(上記のロ)のうち86.08%は、担保・保証等や貸倒引当金により保全しておりますので、万が一回収できなくても経営に大きな影響を及ぼす心配はないといえます。

また、未保全部分(869百万円)については利益剰余金などの純資産により十分カバーが可能な水準です。

